

次期千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 策定方針**1 改定時期・計画期間**

- (1) 改定時期 令和 4 年度中（策定作業期間 令和 3 年～ 4 年度）
- (2) 計画期間 開始時期を令和 5 年度とし、目標年度を 10 か年または 15 か年先に設定する

2 改定理由

- (1) ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月環境省）において、「目標年次を概ね 10 年から 15 年先において、概ね 5 年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である」とされている。
- (2) 次期計画では、人口推計の変更や社会環境の変化を反映するほか、現状のごみ排出量等が計画値から乖離していることから、計画フレームや数値目標について点検・評価を行う必要がある。
- (3) 計画の実効性を高めるため、計画フレームや数値目標を勘案しながら、具体的な施策である計画事業を見直す必要がある。

3 改定にあたっての基本的な考え方

- (1) 環境負荷の低減と経済性・効率性を両立させるとともに、廃棄物処理の安全性にも配慮した実効性の高い計画とする。
- (2) 人口減少や少子超高齢化社会、新型コロナウイルス感染症を契機とする様々な社会変容に対応する計画とする。
- (3) さらにごみ減量を目指すため、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）に重点を置きつつ、新たな再利用（リサイクル）施策についても検討し、焼却ごみの削減を目指していく。
- (4) 「次期千葉市基本計画」をはじめとする市計画等との整合性を図るとともに、次期計画において、「食品ロスの削減の推進に関する法律」第 13 条に規定する「市町村食品ロス削減推進計画」を内包するなど、国の法制度等との整合性にも留意することとする。
- (5) 清掃工場、リサイクル施設、最終処分場、その他必要となる廃棄物処理施設の整備等については、「千葉市一般廃棄物処理施設基本計画」のなかで規定される「一般廃棄物処理施設整備計画」に基づき、計画的に推進する。

4 現行計画の評価・見直し

現行計画全体の評価を行うとともに、27 事業の進捗状況を点検し、達成度及び次期計画における継続性の評価を行うなかで、実現性・実効性の乏しい事業及び実施時期の再検討を要する事業等について見直しを行う。

5 次期計画の基本理念、各種施策等

- (1) 本市のごみ処理行政の基本的な方針を明確にする長期的な計画であることから、計画期間を通して一貫性のある、基本理念等を掲げることとする。
- (2) 将来的に法改正等があった場合を想定し、可能な限り対応できる施策を盛り込むこととする。

6 計画の策定方法

- (1) 現行計画の全体評価と施策の見直し調査
 - ア ごみ処理の現状把握と課題調査
 - イ 現行計画の点検と評価
 - ウ 減量、資源化施策の検討
 - エ ごみ発生量、処理量及びごみ質の将来予測
 - オ 安定的な処理体制を維持するための処理処分施設のあり方の検討
 - カ 効率的かつ安全な収集運搬体制の検討
- (2) 次期計画の基本理念、各種施策等の検討
- (3) 次期計画の策定（令和4年度）
 - ア 計画素案の作成
 - イ 計画案の作成
 - ウ パブリックコメントの実施
 - エ 計画最終案の作成